建築行政概要 2026

（建築調整課・建築審査課）

土地利用の約9割が、住居系用途地域で占められ、住宅都市として発展してきた特性を考慮し、より住みやすい居住環境を確保することを目的に建築行政の適切な対応に努めている。

● 建築確認事務

建築物、工作物または建築設備を新築、増築、改築、移転などをする場合は、建築基準法の規定で、あらかじめ確認申請書を提出し、建築主事等の確認を受けることになっている。

令和 7 年度実績

年間件数(条例に基づく許可・認定は除く)　（単位：件）

種別	建築確認	建築中間検査	建築完了検査	設備確認	設備完了	建築等許可
区扱い	81	4	31	12	28	140
区扱い指定確認検査機関	2572	686	1935	193	199	-
合計	2653	690	1966	205	227	140

（注）計画通知は各種別に含む。工作物は建築確認・建築完了検査に含む。

（注）計画変更確認は各種別に含まない。

（注）令和 8 年4月3日現在の件数である。

（注）都扱いは令和 6 年2月より区経由事務廃止のためデータはなし

（建築調整課／建築審査課）

● 長期優良住宅認定事務

長期使用構造等とした住宅を建築し維持保全を行おうとする場合には、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定によって、認定を申請することができる。

令和7年度実績

認定申請件数　※各種変更認定申請含む

1092 件

完了報告　574 件

● 低炭素建築物認定事務

エネルギー使用の効率化を図り、二酸化炭素の排出抑制に役立つ建築物の新築等をしようとする場合には、「都市の低炭素化の促進に関する法律」の規定によって認定を申請することができる。

令和7年度実績

認定申請件数　※各種変更認定申請含む

251 件

完了報告　143 件

（建築審査課）